

Title	男女平等観と婦人劣等観：福澤先生の婦人論に因みて(講演要旨)
Sub Title	The ideas of equality of men and women and of inferiority of women : in connection with Fukuzawa's essays on womanhood
Author	高橋, 誠一郎(Takahashi, Seiichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1954
Jtitle	史学 Vol.27, No.2/3 (1954. 5) ,p.3(101)- 17(115)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	慶應義塾史研究特輯
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19540500-0003">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19540500-0003</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 男女平等觀と婦人劣等觀

——福澤先生の婦人論に因みて（講演要旨）——

高橋誠一郎

御紹介いただきました高橋でございます。福澤先生研究會の方から婦人論について何か述べろということでございます。ただいま富田さんからお話のありましたように、私が最近『福澤選集』の中の福澤先生の「婦人論」の解題を記しておりますので、そういうことから思いついて、私に「婦人論」をやれ、という御命令があつたことと存じます。

今日の講演會は、福澤先生研究會の催しでありますので、先生の「婦人論」について申し上げるのが一番適切であると考えますが、もうすでに解題も記したことでございますので、今日は福澤先生の婦人に關する著述について述べます。ことは差控えることといたします。しかし、最初に一言述べさせていただきたいと存じますのは、福澤先生の數多い著書の中で、私にとりまして一番思い出の深いものは、先生の四十餘年にわたる長い文筆の生涯を閉じられます最後の著述となりましたもの、すなわち『女大學評論』並びに『新女大學』と題するものであります。この著書以外の先生の著書は『瘠我慢の説』や『丁丑公論』のような久しく筐底深く藏されていた舊著の出版を除いては、ことごとく私に慶應義塾に入り、福澤先生の教えを受ける以前に出版されたものであります。この『女大學評論』並びに『新女大

『學』だけは私が慶應義塾に入りました後に出版された新著であります。そうしてこの本が出来上りますと、先生は私どものような毎朝先生と一緒に散歩をしている少年學生にまでもその一冊を贈られました。それには特に「諭吉 高橋 誠一郎君」という文字が記されていました。大患後の先生が初めて筆を執つて記されたものだそうです。この思い出の深い先生の寄贈本も關東大震災の際に焼いてしまいました。まことに惜しい氣持がいたします。先生は早くから婦人問題に關心を持つておられたのであります。明治三十一年九月二十六日に腦溢血に罹られます。六、七日以前にこの『新女大學』の稿が成つたのであります。そうして病中の夢うつつに頻りに發せられました片ことは、いずれも皆女子訓に關するものであつたと傳えられております。すなわち半眠半醒の間に先生の腦裡を往來しておりましたものは實に婦人問題であつたのであります。

この書の内容なども今日はむろん申し上げないつもりであります。先生はこれより大分以前、明治十八年の七月に『日本婦人論』を草しておられます。この『日本婦人論』の中で、先生は儒教主義教育の弊害が女子心身の發達を害するに至るべきことを憂慮されている。先生は幾たびか儒教主義と闘うがために蹶起しておられるのであります。この明治十八年の著書におきましては、特に婦人問題の見地から儒教主義を排撃するに努めておられます。その一節におきまして、先生はこう述べておられる。女性の進退が今日の如くに窮屈不自由となつたのは、徳川の治世以來のことである。即ち、徳川の初め、戰國時代が終りまして、やつと社會が安定いたしました天和、偃武のころから事物の秩序が漸くその緒につくに従ひまして、儒教が漸く世に頭角を現わし、専ら名教なるものを喋々して、上下貴賤の分を明らかにすると共に、女性の分限をも束縛し、人の私徳を正し、内行を慎しむの教は、その鋒を女性の一方に向けて、その快樂を抑

制し、その自由を奪つたのである。こういうふうに説いておられるのであります。でありますから、先生は徳川時代に入るまでは、日本の婦人というものもよほど自由であつた、というふうに考えておられたと存じます。婦人の自由を拘束するにあずかつて力あつたものは儒教的な婦人観であつたと申さなければならぬ。儒道の教には女性劣等観が常につきまといつておつたのであります。しかしながら、この婦人劣等観、すなわち、婦人というものは男と比べますと本質的に劣つたものであるという考え方は決して儒教主義のみに限られたところのものではなかつたのであります。ヨーロッパにおきましてもこういう考えはすこぶる根の深いものであつたのであります。これが今日、私の主として申し上げようとするところのものであります。

民主的な思想の發達を論じまする場合に、よくギリシアが引き合いに出されますが、しかしながら、ギリシアでも、スパルタの思想とアテナイの思想とでは著しい相違があつたように考えられます。

スパルタにおきましては、婦人はほとんど家族的生活を持つておらなかつたと言われておるのであります。極端な例を申しますならば、妻は國家に奉仕する子供を産むがためにその夫によつて貸し出されるという習慣があつたと傳へられていたのであります。

ところがアテナイその他大多數のギリシア都市におきましては、婦人は依然としてその家庭内に蟄居いたしまして、正妻はパンアテナエア祭のごとききわめて稀れな場合を除きましては、社會生活に参加することができなかつたのであります。お祭の際には幾分自由が得られたでありませうが、平生は全く家庭内に閉じこもつておらなければならな

つたのです。そういう事情からして、特にまた社交的な婦人を要求することになったのでありましょう。ペリクレスの情婦として、後にはその妻として、特に有名なアスパシアの事蹟などが傳つておるのであります。

そこで、早く紀元前五世紀の頃には男女關係は批判的精神の下に置かれ、兩性の間の關係を變更しようとする者を出すに至つたのであります。ギリシア最大の悲劇詩人と稱せられておりますエウリピデスの「メディア」と申しますものの中に、こういつた考え方がすでに現われておるであります。メディアと申します婦人は夫のために一切のものを犠牲に供してつくしたのであります。夫のイアソンという人物はコリントスにつきますと共に、彼女を捨てて王女のクレウサを娶つたのであります。そこで、このメディアと申します呪術にたけた婦人、魔法使いの婦人は、その無情な夫に對して復讐を企てるのであります。このすさまじい物語、これがこの悲劇の中心をなすものであります。メディアはこの戯曲の中におきまして、婦人の隷屬を攻撃し、女子の運命が男子に比して悲惨であることを嘆息して、「一度び分娩の苦を受けるよりも、寧ろ三度び戰場において戦わん。」と叫んでおるのであります。

これよりやや遅れて、紀元前四世紀になりますと、ギリシア最大の喜劇詩人アリストパネスは有名な『婦人議會』を書いております。これは日本語の翻譯なども出ておりますので、お讀みになつた方も多いかと思ひます。まことに馬鹿馬鹿しい喜劇であります。しかしながら、これによりまして當時婦人の權利を主張する聲の相當大であつたことを知ることが出来るのであります。すなわちこの喜劇によりまして、一夜婦人は男装して議會に忍び入り、ひそかに占め得た多數の力によつて新憲法を議決するのであります。婦人中心の憲法が制定されるのであります。

この時代におきまして婦人解放の主張を最も痛烈にやつておりますものは大哲プラトーンであります。プラトーンに

よりますと、男女兩性の間には、單に量的な能力の相違があるだけであつて、決して質的な相違が存するものではないのである。彼は男女共同の勞作と教育とを説きましてこう申しておるのであります。「婦人をして男子と同じ義務を有せしむべしとしたならば、兩者は同一の教育を受けなければならぬ」と。でありますからして、スポーツのごときものも、婦人を男子と同じようにやらせなければならぬのである。プラトーンは、婦人を裸かにして、男性と同じく運動競技を行わしめることをすらあえて辭さないのです。彼の主張は今日において著しくその實現を見るに至つた感が深いのであります。

それに對して、婦人隸屬の哲理を表明しておりますものが、彼のかつての弟子、アリストテレスであります。アリストテレスによりますと、支配と服從の原理は宇宙の組織から出ていゝるものであつて、一切萬物に及ぶものである。あたかも肉體が精神に從屬するが如く、家畜が人類に從屬するが如く、奴隸が主人に從屬するが如く、女は男に從屬すべきものである。かういふふうに説いておるのであります。かういふ考え方は、男子に比べて婦人の能力が先天的に劣等であるという推定に基くものと見なければなりません。紀元前四世紀のアテナイにおきましては、こうした二つの思想——すなわち、男女平等觀と女性劣等觀とが對立しておつたのです。

これがローマに入りますとどういふことになつたか。ローマにおきましては家族團體、ファミリアが社會組織の基礎であつたのであります。そうして家長つまりパター、ファミリアス、家の父、家の長だけが法律上の權利を有しておりました。家長の家屋は彼の城廓であり、彼は家庭内における專制君主であつたのです。一切のものはこれに從屬しな

ければならなかつたのです。

ところがローマも共和制時代から帝政時代になりますと、婦人は法律的にも、社會的にも著しくその獨立と自由を増加するようになります。女性に關する苛酷な法令は、なか／＼正式に削除され廢止されるには至らなかつたのですが、しかしながら、婦人を常に保護者の下に置きました不當な法律は次第に空文に歸するに至つたのです。ローマ法では、夫自身が不貞の罪を犯すか、もしくははその妻に品行方正の模範を示すことがないならば、彼がその妻の貞操を要求することは不當である。こういう主張が起つておるのであります。そうして女子は男子と同一の教育を授けられる機會と特權とを與えられたのです。婦人はまたあらゆる種類の職業に従事することができ、上流の婦人は豊かな教養を誇ることができたのです。婦人の地位は著しく高まつたのです。

ところがそこえキリスト教が入つて來たのであります。このキリスト教が後に申し上げますように、東洋的、ユダヤ的なものでありまして、また再び婦人の地位を低下させるのにあづかつて力のありましたことは甚だ遺憾であると申さなければなりません。

女人創造に關しまする記述が御承知のように舊約聖書の初め、『創世記』の第一章と第二章に記されているのですが、しかし、この『創世記』に現われた女人創造——女がどういうふうにして造られたものであるかという記述は第一章と第二章とでは相違があるのです。第一章の第二十七節では、こういう文句になっています。「神其の像かたちの如くに、人を造り賜えり。即ち、神の像の如くに之を造り、これを男と女に造り賜えり。」こういうのでありますから、男も女も同じよ

うに神の像にかたどつて造られたものである。この點におきましては男女平等であると申さなければならぬのであります。

ところがすぐそのあと第二章第二十一節から第二十三節になりますと、神はアダムを助ける者がなかつたので、彼を深く睡らせ、其の肋骨の一本を取つて、これで女を造つたと記されているのです。男を先に造つておきまして、そのあばら骨一本をとつて、これで女を造つたのである。つまり男は女の要求によつて造られたものではないのであるが、女は男の要求によつて造られたものであると見るのであります。第一の記述からは男女平等觀が現われ、第二の記述からは婦人の劣等觀が現われるのです。

新約聖書になりますと、イエスは女の特權につきましても、またその劣等觀につきましても何も言っていないのですが、パウロになりますと、創世記の後の記述に従ひまして婦人劣等觀を力強く主張しておるのです。「テモテに贈れる前の書』では、婦人は全然服従して靜かに學ぶべきものである。こういうふうにしておるのであります。「我、女、教を施すことと、男の上に權を執ることを許さず、女は唯だ靜かにすべし。そはアダムは前に造られ、エバは後に造られたればなり。アダムは惑わされざりしなり。女は惑わされて罪に陥れり。」女の方はあとから造られたものである。男が先に造られた。その上に蛇の誘惑に陥つて、まず最初に禁制の木の實を食べたものが女であつて、男ではなかつた。こういうふうな女というものは劣等なものであるという意見を表明しておるのであります。

パウロのような使徒はユダヤ的、東洋的な觀念形態によつて指導せられておつたものと見なければならぬのであります。ユダヤの女性は「若くして其の父の家に居る時は」その完全な權威に服さなければならなかつた。結婚後はどうな



るかと思しきと、あらゆる東洋の婦人たちと同じように、その夫の所有物と見做されまして、彼女たちに對します夫の權力は絶大なものであつた。ある人が妻を娶りまして、これと共に寝ねて後、その處女でないことを主張いたしました場合には、そのことがもし眞實であつて、その女の處女である證據の擧らないときには——處女を立證するのは容易なことではないと思ふのでありますが——これを其の父の家の門に曳き出し、其の町の人々は石でこれを打ち殺すべきである。こういう殘酷千萬なことが言われておるのであります。これは『申命記』の中の記述であります。

それから『シラクの子イエスの智慧』というものがあります。『エクレシアスチコス』と言われておるものであります。これによりまして、女に對する憎惡觀がはつきり現われています。「衣類から衣蛾しむみが出る。そうして女からは悪がわく。」のです。またこんなことも申しております。「男の不良は女の善良よりも優つてゐる。」それから『利未記』になりますと、こういうことが記されておるのです。男を産んだ場合は七日間、すなわち、月のさわりの日數ほど汚れるのでありますが、女の子を産んだ場合には十四日間汚れるのである。倍だけ汚れの期間が長いのである。そうして、潔めの期間は、男子を産んだ場合には三十三日であります。女子の場合にはその二倍、すなわち六十六日間である。どこから割り出したのかわかりませんが、汚れの日、潔めの日共に男子を産んだ場合の二倍ということになつておるのであります。

それから、紀元前百五十年に特殊の宗派を形造り、紀元一世紀末に消滅したエセネ宗派というものがあつました。このエセネ宗派とキリスト教との關係や、キリスト教に對するその影響についてはずいぶんむずかしい問題があります。今日はそんな問題はぬきにします。この宗派が禁欲の生活を送つていたか、結婚を行つていたかも疑問の存する

ころですが、どうも、彼等は結婚を禁止することはなかつたが、しかし、その多数は自ら婦人との一切の接觸を排斥しておつたらしいのです。それはなぜであるか、人口の増加繁殖をおそれるの念から來ておるのであるか。彼等の生活状態を描寫している古代の史家ジョセフスの『ユダヤ戦記』によりますと、どうもそうではないようでありまして、ただ一人の男子で満足する婦人はないのでありますから、人は常に婦人の不貞に對して警戒しなければならぬからであるらしいのです。婦人をもつて天性浮氣なものと見る。そこで婦人との交りを絶つのである。ユダヤ史家ジョセフスの記述するところが正しければ、彼等はこうした理由で結婚を避けたのです。

斯くの如きユダヤ的女性侮蔑の思想はパウロその他の使徒に傳つたのです。パウロは『コリント前書』の中でこういうことを申しております。「男は女より出でしに非ず、女は男より出でたればなり。又、男は女の爲めに造られしに非ず、女は男の爲めに造られしなり。」教會にまいりましても婦人は沈黙を守るべきものである。律法にも申しておりますように、彼等は語ることを許されない。彼等は唯だ従うべきである。若し、何事をか學ぼうと欲したならば、自宅で夫に問うべきである。こういう教えが記されておるのである。

このキリスト教がヨーロッパに傳播するに至りまして、婦人は、ローマ帝國の下において獲得した自由を剝奪せられることが甚だ多かつたのである。教會の法典は、はつきり男子に對する婦人の隸屬を再確認したのであります。

聖アウグスチヌスによりますと、この世は永遠の生活に安住するがための悔罪のものである。そうして、これに對して、支拂うべき代償は、この世的な肉欲と惡魔を拒否することである。女は有害な欲求の源泉であり、誘惑の根源であ

り、忌み遠ざけらるべきすべてのものゝ象徴である。彼女の目すらも危険である。アウグスティヌスは、婦人が男子と同じく神の像であることを否定するのであります。

教會の學者の中には、婦人は男子よりもいろ／＼な點においてたち優つておるものであると考へる者もあつたのであるが、何と云つても、男は女のために造られたものでない。女は男のために造られたものであるという聖書の記述を動かすことはどうしてもできないのであります。フンベルタス・デ・ロマンスというドメニコ教團の有力者がおりますが、この人がこういうふうの説いております。神が單に他の生物のみならず、男子そのものの上にすら多くの特權を女子に與へたことを注意せよ。すなわち、第一にはその本質によつて、第二には、その恩寵によつて、第三には、その榮光によつて、女は男よりも優れているのである。その言うところは、今日から見ますならばまことに馬鹿々々しい感じがするのであります。當時は、こんなことが眞面目に考へられていたのでしよう。第一には神は男をけがらわしい地の塵から造つた。女の方は天國で造つたのである。神は男を粘土から造つたが、女の方は男のあばら骨を抜取つて造つた。神は女を男の下肢、例へばその足から造らないで、眞ん中からこしらえておる。すなわち、あばら骨でこしらえてるのであります。アダムは曰く、これこそわが骨の骨、わが肉の肉なれと。でありますから決して女を見るに男の奴隸をもつてすべきではない。こういった主張なんであります。それからまたこんなようなことを申し上げております。イエスが處刑せられる際に反對したものは女であつたのである。イエスの處刑をピラト（方伯）に思い止らせようとしたのはその妻であつた。それからイエスが十字架にかかりまして、初めてよみがえつて参りましたときに、まず現われたのが、男の前ではなかつたのである。女の前に現われたのであります。すなわちマグダラのマリアの前に現われたのである。女

の方がよほど男よりも神の恩寵を受けておるのである。こういつたような議論が出て来るのでありまして、まことに馬鹿げたことのようにありますが、彼の書きましたものは中世におきましては非常な勢力を持つておつたものであります。しかしながら、中世の思想界に君臨しておりましたトマス・アケイナスになりますと、人は無辜の状態では人によつて支配されることがなかつたのですが、罪を犯した以後におきましては、婦人に對して「汝は汝の夫の権力の下に在る可し」と云う神の言葉が下りましたので、人間は刑罰として人間に從屬せしめられたのです。トマスはこの原罪以後の世界では、アリストテレスの認めておりますように、服従及び命令の關係が徹底しなければならぬと考えていました。しかし、その命令及び服従の關係には二つのものが區別されなければなりません。一つは奴隸的な關係であり、一つは家族的な關係である。女が男に從屬しますのは奴隸的な關係においてではなく、家族的な關係においてである。こう認めておるのであります。女は決して男の奴隸ではないでありませうが、しかしながら、家族的な關係においてやはり男の権力に從うべきものであるという解釋をしておるのであります。

社會上における婦人の地位は、宗教改革以後におきまして、家族の絶對の首長である夫の特權が是認せられました。がために、本質的に變更せられることがなかつたのであります。宗教改革後において、婦人の自由が認められたかと申しますと、決してそうは言えなかつたのであります。そればかりでなく、婦人をもつて人類のあらゆる禍患の原因となす考えすらも容易に除かれてはおらぬのであります。いつまでもこういう考えが残つておつたのであります。十九世紀の初めになりました、お産の際に、分娩の苦痛を軽減しますがために麻酔薬を使用することが行われるようになりました。

た。その際に一部の新教の牧師たちは非常に強くこれに反対したと傳えられています。なぜ反対したか。これは造物主の意見に反するからである。神は女に向いまして、「我大に汝の懐妊の苦しみを増すべし。汝は苦しみて子を産まん。」と申しておるのであります。そこで、麻酔薬を用いて、安らかに子供を産ませるということは神の意思に反することとなるのである。こういった馬鹿々々しい考え方が十九世紀に入りましてもまだ存在しておつたと言われております。ヨーロッパと申しましても一口には言えないでありましょうが、ロシアのような進歩の遅い地方におきましては、長く婦人の劣等觀が強く主張されておつたのでありまして、ロシアの古い諺に、「雛は鳥ではない。——そしてババは人間ではない。」と云うのがあります。ここにババと申しますのは、女を意味する百姓語であるそうです。農民の間にはこういう諺が行われておつたのです。ひよこは鳥ではない。女は人間ではない。それからまた、ある人の書いたロシア旅行記の中にこんなことが記されています。「私は二つの階級に屬する人民に會つたと思つたが、しかし、それは單に或る男と彼の妻に過ぎなかつた。」夫婦の間の隔たりが餘りにも甚しかつたので、全然違つた階級の人たちに會つたという感を與えられたのであります。

こうした革命前の男尊女卑を思い出すにつけても、一九一七年十一月、ボルシェヴィックの革命が行われました後において、直ちに實施せられましたソヴェットの憲法が社會的活動のすべての界域における兩性間の完全な平等を確立して、家族及び結婚の全基礎を變革したことはいかにも英斷であつたと感ぜられるのであります。

西歐におきましては、早く十九世紀の初期において、社會的進化と時代の變化とが自由に向つての婦人の前進によつ

て成し遂げられ、また、社會的秩序の頽廢が婦人の自由の減少によつて生ぜしめられるものであるという考え方が發達して來たのであります。

やはり十九世紀の初めに、次ぎのような考え方をしていた人がある。自然的欲情の壓迫は社會的病患の眞因である。自然の與えてくれた欲情、これをおさえつけるといふことは社會的病患の眞の原因である。ところが婦人には自己の夫に依頼するのほかに情欲を満すべき道がないのである。そして、男の方で申しますならば、單なる感覺的な快樂にすぎないものが、婦人にあつては嚴刻なる義務となるのである。肉體的な交りの快感は、婦人におきましてはまた分娩の苦痛となつて現われて來るのである。そうして、妊娠及び産後における物質的窮乏を免れようとして婦人の男子に對する依頼は一層大となつて來るのである。女の笑顔に對する男子の從屬は、男子側では、常に任意的であり、かつ所有に先立つ束の間に限られているのである。ところが男子の笑顔に對する婦人の從屬は永遠でありまして、結婚後の一瞬時におきましては任意であるかもしれないが、その後の全生涯を通じては不斷に強要されるのである。婚約を結びますまでは、あるいは婦人の方が強いかもしれませんが、結婚した後におきましては、全生涯を通じて不斷に從屬が要求されるのである。我儘勝手な男子は、結婚の一夜は新妻を愛しますが、新婚の夢が醒めると、もう直ぐに妻を邪魔もの扱いにする。そこで、ギリシアのヒポナックスの申しておりますように、夫が妻を享樂するのはただ二日あるのみであると云うようなことになります。それは結婚の日と彼女の葬式の日であるといふのです。まことに、幼にして父親にすぎる、長じて夫に媚びを賣る、老いて子孫の扶持に頼らなければならぬ、これが婦人の運命である。こう叫ぶ社會主義者が十九世紀の初めに現れるようになったのであります。

十九世紀の思想家たちの書いておられますもの、殊に社會主義的思想の影響を受けることの大でありました英國の社會思想家であり經濟學者であつたジョン・スチュアート・ミルあたりの著書の影響を我が福澤先生は豊かに受けておられたことと存じます。ミルは、依従及び保護の理論は最早近代の社會状態には適用し得ないものと見ています。彼は、貧民をして富者に依従させることを必要ならしめると同一の理由は、また、婦人をして男子に依頼するの要なきに至らしめると考えました。慶應義塾が先生の最晩年におきまして公にいたしましたところの『修身要領』つまり慶應義塾社中の發しました道徳宣言の一節には、男尊女卑は野蠻の陋習なり、文明の男女は同等同位、互いに相敬愛して各々その獨立自尊を全からしむべし、と記されているのであります。

ちようど十九世紀が終りまして、二十世紀を迎えまする際、私がちようど普通部の二年か三年のときでありましたが、この三田の山の上に、當時なお行われていた野蠻の陋習を偶像化したものを立て並べまして、除夜の鐘をあいずにこれを生徒隊の一齊射撃で焼いてしまつたのであります。その一つに男尊女卑の陋習があつたのです。男が幅をきかして、女が小さくなつている偶像をこしらえまして、これを焼き捨ててしまつたのであります。その後になりましたも慶應義塾流の考え方は一般に行われず男女平等の實現は極めて多難でありまして、殊に戦争の時代になりますと、婦人がいろ／＼な點におきまして抑壓をこうむらなければならぬことになつたのであります。フリートリヒ・ニイチェの言葉で申しますならば、「男子は戦うがために鍛えられ、女子は勇士を産むために育てらるべきもの」であるという時代が來たのであります。

戦後に至りまして、日本婦人は、漸く軍國主義的半封建的な家族制度から解放せられまして、男子と同等同位、互い

に相携えて社會的義務の遂行に邁進すべきときが來たと云われておるのでありますが、しかしながら、男女の平等は單なる政治上、法律上の平等以上に意味するところが甚だ大なるものがあります。論理的な男女平等論者は、婦人の經濟的獨立が男女眞個の社會的平等にとりまして必要缺くべからざるものであると見なければならなかつたのであります。

福澤先生は婦人に經濟的獨立の基礎を與えようとしていろ／＼考えておられたようであります。しかしながら、婦人の經濟的獨立殊に婦人の賃金稼ぎには種々様々な問題が含まれておることを見なければならぬのでありまして、この點だけを研究いたしてもなか／＼興味の深いものと存するのであります。

甚だ不完全な講演でございましたが、これをもつて終ることといたします。御清聽を感謝いたします。

本稿は昭和二十七年十一月二十九日、福澤先生研究會主催の講演會に於ける講演速記に加筆したものである。(編者)

### 桑港差出の福澤書翰

福澤家より慶應義塾に寄託された資料中に幕末の雜記録を淨寫した四冊の寫本の中に左の如き書翰が寫されてゐる。

正月十九日横濱同船海ヨリ無滞サンフランシスコに着仕候色々珍談も有之候得共大封之書状差出候義出來不申歸帆之上委細可申上候御船も御修覆有之ニ付いつれ來月十日頃出帆に可

相成候海上二ヶ月ト積リ五月節旬前後には歸府可仕御傳可ヒ下候千里外に出テ困リ候は酒斗也五月歸府之上澤山可相用相樂しみ申候弊塾及岡見君其外宜敷被仰上可被下候

(萬延元年)三月九日

從サンフランシスコ

土岐太郎八様

福澤諭吉

文中の岡見は岡見彦三、土岐は後の福澤の岳父。この書翰にて渡米中も福澤塾の存續してゐたことを知り得る。(河北展生)